韓国政府による竹島領有根拠の創作

山崎 佳子

はじめに

近年、新たに公開・収集された外交資料をもとにした、終戦からサンフランシスコ平和条約の成立過程を経て日韓会談に至る期間における竹島問題の研究が多くみられる。特に韓国の機関や研究者が収集・公開した資料の中に、これまで不明であった点を補完するものが多く見つかっており、その中でも特に注目されるのは、1952 年 12 月 4 日に駐韓米国大使館が韓国外務部に送った口上書(第 187 号文書)である。内容は、1952 年 9 月、米軍が竹島を標的に爆撃訓練を行い、周辺で操業中の鬱陵島漁民が危険にさらされた事件に抗議した韓国政府に対し、「竹島は日本領である」と韓国政府に伝えた所謂ラスク書簡¹を想起するよう、米国の立場を再度公式に通告したものである。

韓国政府・研究者・マスメディアの研究・分析・主張を概観すると、①「独島は、日本の韓国侵略に対する最初の犠牲の地であった。解放と同時に独島は再び我が懐に戻った。独島は韓国独立の象徴である。歴史的に韓国領土であったが日本に奪われ敗戦とともに韓国に戻った」²、②平和条約の署名国になれなかったため、韓国は「独島」領有権問題などについて「如何なる恵沢も保障も受けることが出来なくなり」³、③国務省駐日政治顧問、連合軍最高司令部外交局長、連合国対日理事会米国代表兼議長だったウィリアム・シーボルトら親日派の働きかけや日本側による活発な対米外交により、米国は竹島に対する日本の立場を1950年代半ばまで強く支持した⁴(が、その後中立的立場をとるようになった)、といったことが主な主張である。

一方島根県竹島問題研究会(第2期)においても、戦後の竹島問題に重点を置き、積極的な資料の収集・研究を行ってきた。それによれば、こうした主張は根拠がない。

本稿は、既存の研究で紹介された資料に加えて新たな資料を呈示しつつ、竹島が平和条約で日本が放棄する島として記載されなかった経緯を再構成し、韓国側の主張の正当性に批判的検証を試みようとするものである。特に①の主張を詳細に検証した結果、戦後の韓国政府が、歴史的に確たる証拠がないにもかかわらず竹島を歴史的に自国領と主張して李承晩ラインの内側に取り込み、さらに竹島は日本領とする米国の公簡や発言を歪曲して新たな"証拠"を作り上げていった過程が浮き彫りになった。

¹ 米国国立公文書館(RG59)Lot54 D422 JAPANESE PEACE TREATY FILES OF JOHN FOSTER DULLES, Box8, Korea. この文書の内容は 1977 年発行、1978 年 4 月公開の FRUS 1951 Vol. VI Part1 p. 1203 の脚注 3 で初めて公にされた。

² 『韓国中央日報電子版』 2011 年 8 月 15 日「57 年前の「卞栄泰の書簡-金星煥、取り出した理由は」(韓国語)〈<u>http://article.joinsmsn.com/news/article/article.asp?total_id=5973972</u>〉 (2012/2/15 アクセス)

³ 朴鎭希(2005)「戦後 韓日関係とサンフランシスコ平和条約」『韓国史研究』131 号、3-4頁(韓 国語)

⁴ Jung, Byung Joon (鄭秉峻): "William J. Sebald and the Dokdo Territorial Dispute" Korea Focus, Vol.13, No.4,2006,80。鄭は「大韓民国の設立前である韓国に知られない形で、不正確な情報を広め、様々な陰謀を図りながら、独島をその領域の一部と認めさせるために、日本はシーボルドを通じてアメリカに対して積極的なロビー活動をした。」(77頁)とする。

(1)戦前 - 竹島問題の起源

「独島は、日本の韓国侵略に対する最初の犠牲の地であった。解放と同時に独島は再び我が懐に戻った。独島は韓国独立の象徴である。この島に手を出す者はすべて韓国人の頑強な抵抗を覚悟せよ。日本が独島を奪おうとすることは、韓国の再侵略を意味する。」

2011 年 8 月 12 日の定例会見での、韓国の金星煥外交通商部長官による、「57 年前の下 栄泰元外相の公式書簡を直接引用」しての発言であるという⁵。韓国外務部は、「日本は暴 力と貪欲によって略取した」⁶とカイロ宣言(1943 年)を根拠にその不法性を主張している が、1905 年の日本による公式編入以前に、韓国が歴史的に竹島を領土として認知していた ことを明確に証明する古地図や文献は、未だ確認されていない。「侵略の最初の犠牲地」 であり、日本が「略取」したとするためには島根県編入以前に竹島が韓国領であったこと が韓国側の史料で明確に証明されなければならない。

しかし、鬱陵島へ検察使が定期的に派遣されるようになった 18 世紀以降の官撰の朝鮮 古地図では、于山島は竹島ではなく竹嶼(韓国名竹島)として描かれ⁷、李朝末期から大韓 帝国期に作成された地理書や古地図・経緯度の入った地図に至るまで竹島は含まれていない⁸。1900 年 10 月 25 日公布の大韓帝国「勅令第 41 号」⁹中の「石島」(韓国政府は竹島の 古名であるとしている)が「独島に一致することが直接的に証明されたことは、これまで に一度もない」¹⁰し、日本政府の支配下にない海外亡命中の独立運動家やアメリカ在住の 僑胞の著した印刷物にさえも、奪われた領土としての竹島は管見の限りでてこない¹¹。

_

⁵ 前掲注 2

^{6 「(}前略) 1890 年代から始まった東北アジアに対する帝国主義的侵略の過程で発生した日露戦争 (1904~1905年)の間、無主地の先占の法理に基いて「島根県告示第 40 号」(1905年)により、獨島を侵奪した。そのような日本の行為は、古代から大韓帝国に至るまで長期に亘って確立されていた獨島に対する確固たる領有権への侵害に当ることから、如何なる理由があっても正当化できない不法で、尚且つ国際法的にも効力のない行為である。」「1945年、第 2 次世界大戦の終わりに伴って、日本は暴力と貪欲によって略取した全ての地域から追い出されるべきであるというカイロ宣言 (1943年)により、我が国固有の領土である獨島は、然るが故に大韓民国の領土となった。」韓国外務部「獨島は韓国の領土 獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」2008年、6-7頁

 $^{^7}$ 朴昌錫『鬱陵島圖形』(1711)、「欝陵島圖」『朝鮮地圖』(1770頃)等。それまで于山島は主に鬱陵島の西側に描かれていた。

^{*} 李奎遠『鬱陵島外圖』(1882)、紇法(1895):白南奎・李明翔訳『士民必知』、玄采『大韓地誌』(1899)、『大韓全図』(1899)、『大韓興地図』(1900年頃)、張志淵「地理一」『大韓自強会月報』第三号(1906)、25-28頁、同『大韓新地志』(1907)等

⁹ この史料は韓国でもそれほど古くから知られていたわけではなく、李漢基(1969) 『韓国の領土』 ソウル大学出版部、57 頁で初めて紹介された。

¹⁰ 池内敏 (2010) 「竹島/独島と石島の比定問題・ノート」『テクスト布置の解釈学的研究と教育』 4(2) 1-9 頁

¹¹ 太白狂奴『韓國痛史』(1915)、朴殷植『韓国独立運動之血史』(1919-20)。太白狂奴は大韓民国臨時政府の第2代大統領朴殷植のペンネーム。前者は韓国の東限を東経130度50分、とし、後者は1906年に島根県の一行が鬱陵島を訪ねて竹島の公式編入を告げた出来事を、鬱陵島の事として記述している。『新韓民報』(サンフランシスコ、1909.2.10~1980)は、サンフランシスコで発行されていた在米韓国・朝鮮人による新聞。何れも民族主義色の濃い印刷物である。

明治 38(1905)年 1月 28 日の閣議決定、2月 22 日付の島根県告示第 40 号を受け、竹島の島根県編入は新聞¹²や学会誌¹³でも度々報じられた。さらに日本海海戦中の同年 5月 28 日に竹島付近で勝敗が決定的になったことから、その名声が地図と共に官報¹⁴・新聞¹⁵・雑誌¹⁶等を通じて広く日本中に知れ渡ることとなった。1905 年当時日本国内に居たとされる公使館員や留学生等 300 人以上の韓国人¹⁷の目に当然触れたであろうし、公報は韓国でも報じられた¹⁸。だが、竹島の領土編入について韓国側が疑義を抱いた様子は史料からはうかがえない。

明治 39(1906)年 3 月、竹島視察の折に鬱陵島へ立ち寄った島根県の一行が鬱島郡守沈興澤に竹島編入を告げ、その報告によって竹島編入の事実を知らされた大韓帝国政府は、調査を命ずる¹⁹が、その後、統監府に抗議はおろか照会さえした形跡がない。「外交権が奪われた状態だったため、外交的抗議の提起ができなかった」と韓国政府やその立場を支持する研究者は主張する²⁰が、史料に基づかない主張である。

何故なら当時 1900 年以前から活発になっていた鬱陵島における日本人の伐木等の行動に対する抗議などの行政・外交上の対策は頻繁に行われていたが、昨年韓国で発見された、鬱島郡の行政指針を示す大韓帝国内部(内務省)『鬱島郡節目』(1902 年)に至っても、90km ほど離れた竹島のような島嶼が行政範囲に含まれていたことを示すような記述は皆無で²¹、さらに 1903 年には始まっていたと考えられる竹島における日本人の漁労活動や海軍省による調査²²に対しても、何ら対処を講じていた形跡はないのである。

さらに、日本の外交文書には明治 38(1905)年 10 月、第二次日英同盟の条文中の韓国の 地位について、外部大臣朴斉純が林権助駐韓日本公使に口頭で、さらに英国公使には書簡 をもって抗議したことが記録されている²³し、明治 39(1906)年 2 月に統監府が設置され、

¹² 『山陰新聞』1905 年 2 月 24 日「隠岐の新島」、同 1905 年 2 月 25 日「小絃」、『隠岐新報』第 16 号(1905 年 3 月)「隠岐国境土の膨張」等。山陰新聞はその後もたびたび竹島関連の記事を掲載している。

^{13 「}帝國新領土竹島」『地学雑誌』Vol.17,No.4(1905、282 頁)

¹⁴ 『官報』1905 年 6 月 5 日「訂正」。同年 5 月 29 日午前着電の聯合艦隊司令長官東郷平八郎報告」 <第一報>中で「リアンコールド巌」とされたため、「竹島」と訂正された。

^{15 『}読売新聞』1905 年 6 月 1 日「リヤンコルド岩」、『東京二六新聞』1905 年 6 月 16 日「天地玄黄」、『東京朝日新聞』1905 年 6 月 25 日「大海戦の跡(松江)」、『東京朝日新聞』1905 年 8 月 11 日「新相模丸と竹島丸」等

¹⁶ 田山花袋(1905)「戦時叢話 リヤンコールド岩」『日露戦争実記』第 75 編、115-117 頁、野津喇水(1905)「あゝ竹島」『日露戦争実記』第 76 編(「韓国写真帖」『写真画報臨時増刊第 25 巻』)、35 頁等

¹⁷ 森田芳夫(1955)『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研修所 法務研究報告書第 43 集第 3 号、4 頁。新版 森田芳夫「数字が語る在日韓国人・朝鮮人の歴史」明石書店(1996)、173 頁

^{18 『}皇城新聞』1905年6月2日「雑報 日艦隊の公報」。(韓国語)

¹⁹「報告書号外」「指令第三号」『各觀察道去來案』(ソウル大学校奎章閣所蔵、奎 17990) (1906)。 この史料は、愼鏞廈 (1989) 「朝鮮王朝의獨島領有斗日本帝國主義의獨島侵略」『韓國獨立運動史 研究』第3輯で初めて紹介された。

²⁰ 韓国外務部(2008)『日本外務省の独島領有権主張に対する反駁文』、12頁。

^{21 『}大邱インターネットニュース』 2011 年 1 月 4 日

(2012/1/14 アクセス)
²² JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09050402800、軍艦対馬戦時日誌 (5) (防衛省防衛研究所)

²³ 「第 384 号 日英同盟条約中韓国に関する規定に付韓外部大臣より英国公使に抗議の件」『日韓協約締結並統監府設置ノ件 附 在韓各国公使館撤廃ノ件』(1905 年 10 月 17 日付)、外務省・日本外交文書デジタルアーカイブ第 38 巻第 1 冊(明治 38 年/1905 年)

翌3月13日から毎週火曜に開かれた『韓国施政改善二関スル協議会』の場において、大韓帝国議政府各大臣が伊藤博文ら統監や日本人顧問と、司法制度など実に様々な協議を直接行っている²⁴。また、大韓帝国議政府内部(内務省)の史料には、日本人との間に起こった種々の案件について、統監府など日本側に照会を行っていることなどが記録されており、蔚珍郡竹邊浦での土地売買に関する大韓帝国の統監府に対する照会の事実は特に注目される。1905年12月、日本海軍望楼跡地をめぐり、日本人によって土地の不法売買が行われていることを疑った内部大臣李址鎔が、議政府参政大臣朴齊純へ報告し、朴が竹島の場合とは異なり統監府へ照会した。その結果、土地の売買は行われていないことが回答され、同年4月にその旨報告された²⁵。

加えて編入直後の 1906 年 7 月、統監府通信管理局長池田十三郎から鬱島郡に所属する島嶼と郡庁設置年月を照会された際に、大韓帝国は「その郡の所管島は竹島石島で、東西が六十里で南北が四十里で、合わせて二百余里(該郡所管島---竹島石島오東西가六十里오南北이四十里니合二百餘里)」と鬱陵島から 90km程離れた竹島を鬱島郡の範囲から除外する形で公式に回答した²⁶という。そもそも韓国政府の主張に沿えば一年以上も竹島編入の事実を見逃すという大失態を犯したことになるはずの鬱島郡守の沈興澤だが、中央政府からなんら処分を受けた形跡はないどころか、その後も順調に昇給・昇任している²⁷。

これらの事実から、『本郡所属の独島』との郡守の報告を受けた大韓帝国政府の調査の結果、「独島」なる島が鬱陵島の別名でも、同島東沖 2kmの位置にある竹島(竹嶼)でも鬱陵島の周囲にある島嶼・岩礁のいずれでもない、かつて朝鮮のどの地図にも現れたことの無い領域外の島であることが判明し、「本郡所属」の島との地方官吏による報告が錯誤だったことに中央政府が気付いて抗議を行わなかったと考えるのが最も自然である。

それは、鬱陵島を郡へ昇格させた 1900 年の勅令第 41 号の建議書に、議政府内部大臣李乾夏が「該島地方は縦が八十里ほど、横は五十里」と、竹島を含まない範囲で規定していたことからも明らかである。そもそも郡守の報告にあった竹島の筆記名である「独島」という島名はそれまでの朝鮮・韓国の記録に存在せず、直後に郡守の報告と大韓帝国内部の指令を新聞記事等が報じた28ものの、以後この件の記録は皆無である。さらに日本併合時

 25 『内部來去案』第一冊 光武 10 年 2 月 26 日條 照會 第三號 (ソウル大学奎章閣所蔵、奎 <math>17768) 、 ならびに光武 10 年 4 月 17 日條 議政府照會 第 56 號。この文書は慎鏞廈(1996) 「日帝の 1904~5 年独島侵奪試みとその批判」『韓国独立運動史研究第 11 集』独立記念館韓国独立運動史研究所、で紹介された。

²⁴ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A04017269100、単行書・韓国施政改善ニ関スル協議会要 領筆記・韓国元老ノ伊藤統監招待会席上談話要領~(国立公文書館)

²⁶ 『皇城新聞』1906年7月13日「鬱島郡の配置顛末」(韓国語)(この資料は杉野洋明氏が発見した。 『山陰中央新報』2008年2月22日付「石島=独島説否定の記述見つかる」)。または『大韓毎日 申報』1906年7月13日「池田公函」(韓国語)

 $^{^{27}}$ 沈興澤は光武 7 (1903) 年 1 月 26 日に欝島郡守 奏任官六等に任命され(『大韓帝国官報』光武 7 年 1 月 29 日)、光武 11 (1907)年 3 月 13 日に横城郡守 奏任官三等へと昇任している(同光武 11 年 3 月 15 日)。また、光武 10 (1906)年 10 月 1 日には給五級俸(同光武 10 年 10 月 13 日)、光武 11 (1907)年 3 月 14 日には給四級俸(同』光武 11 年 3 月 27 日)と昇給している。これらの資料と情報は、松 澤幹治氏にご教示頂いた。

²⁸ 『大韓毎日新聞』1906年5月1日「無変不有」、『皇城新聞』1906年5月9日「鬱倅報告内部」において沈の報告と内部の指令内容を報じているが、「独島」の位置や無人島である事実を正確に理解している記述ではない。黄玹(1906)『梧下記聞』、同(1906)『梅泉野録』(巻五光武十年丙午4月5日条)も皇城新聞の記事を記録しているが、同様である。

代に至っても対馬の領有権に対する問題提起はなされる²⁹が、鬱陵島の帰属問題に関する 記録³⁰のうち竹島について言及しているものはないし、独立運動家や在米僑胞を含めた韓 国人がその領有権について主張したものは存在しないことからも、裏付けられよう。

以上、これまで発見された韓国側の史料に、1905年以前韓国が竹島を領有していた証拠はない。よって、韓国政府の主張するような日本による「韓国侵略の最初の犠牲地」「略取」「侵奪」といったことは起こりえない。

(2)終戦後から平和条約締結まで

では、「解放と同時に独島は再び我が懐に戻った」のは真実だろうか。実は日本から「解放」されたはずの終戦直後の軍政期に至ってもなお、韓国の地図や文献に竹島が描かれていないという事実に変化はない³¹。この時期の地理の教科書等に明記された韓国領土の東限に竹島は含まれておらず³²、米軍政期の韓国の教科書や地図は自国の東限を鬱陵島とし、竹島を領土外としている³³。

その状況が変化するのは 1947 年夏で、鬱陵島の住民が、日本人が竹島に渡航して所有権を主張したとして、慶尚北道の軍政当局に陳情を行った。これが戦後の韓国における竹島問題の始まりである³⁴。これ以降、韓国山岳会による調査などを経て、韓国内では様々な研究³⁵が行われたものの竹島領有の歴史的証拠は不明確で、平和条約発効の年である1952 年以前は鬱陵島の別名である三峰島を竹島の古名として比定しており³⁶、古地図や文献に見られる「于山島」を現竹島であるとする現在の主要な主張は、領土紛争発生後の1953年に入るまで見られない³⁷。

翌 1948 年 6 月 8 日、竹島に上陸した韓国人漁師が米軍の爆撃により多数死傷する事件

³⁵ 代表的なものに申奭鎬 (1948) 「独島所属に対して」『史海』創刊号(韓国語)がある。

²⁹ 『東亜日報』1926年8月7日「絶島風情 対馬島訪問(5)~往昔の対馬島は朝鮮領土が確実」(韓国語)。また、森田芳夫によると、李承晩は「1942年11月に中華民国政府胡世沢外務次官宛の書簡で臨時政府の対日政策を述べた中に「対馬島の返還」を一項として挙げ」たという。(森田芳夫(1973)「日韓関係」吉澤清次郎編『日本外交史第28巻 講和後の外交1 対列国関係(上)』鹿島研究所出版会、23頁)

³⁰ 季乙(1923)「鬱陵島探訪記」『開闢』第41号、季允宰(1926) 「快挙安龍福、鬱陵島を中心にした二百年前の朝鮮外交問題」『東光』第1号、第2号、『東亜日報』1928年9月6日「島嶼巡礼鬱陵島方面(六) 絶壁ごとに森林鬱蒼、あたかも洋上の仙境」、壽春山人(1933) 「三寸舌で鬱陵島を奪還した海上の快人勇士 安龍福」『別乾坤』65号、翠雲生(1934)「雪禍 鬱陵島秘史」『別乾坤』70号等(すべて韓国語)、鬱陵島の歴史における日本との領土争いについて触れた論説は多く、その殆どは鬱陵島は日本に奪われそうになったが取り戻した、といったものであるが、現竹島の記述は皆無である。

³¹ 金振福『朝鮮全図』(中央出版社、1946)等。鄭秉峻(2008)「解放後韓国の独島に対する認識と政策 (1945-51)」『Journal of Northeast Asian History』5-2、3 頁 によれば、「解放後初めて刊行されたハングル版地図は、過渡政府印刷局刊行、文教部編修局監修の『朝鮮地理附図』だった。実物を確認することはできなかったが 独島が記載されていない可能性が高い」という。

³² 鄭洪憲他(1946)『朝鮮地理』正音社等(韓国語)

³³ 前掲注 15、同 16、盧道陽(1947)『中等國土地理附圖』文友社、崔南善(1947)『朝鮮常識問答』、同(1948)『朝鮮常識』等。(すべて韓国語)

³⁴ 前掲注 31 鄭(2008)、3-5 頁

³⁶ 宋錫夏「古色蒼然な歴史的遺跡 鬱陵島を捜して」『国際報道』1948年1月3冊1号(新年号) (韓国語)等。李孟休は禮曹(外交、儀礼担当部)の記録を整理した『春官志』「欝陵島争界」 (1745) の中で三峰島は鬱陵島としている。

³⁷ 藤井賢二(2012)「竹島問題における韓国の主張の形成」『島根県[第二期]竹島問題研究会最終報告書』、○-○頁

が起きた。米軍は被害者に謝罪・賠償し、後に韓国側はその事実を米国が韓国領有を認めたとする主張の論拠として利用するが、当時の言論では古来三峰島と呼ばれ、トルソム(石島)がトクソム(独島)と訛伝されたものであること、被害者が韓国人で米軍が韓国との間で対処したことなどを理由に韓国領としたという38。しかし平和条約締結直後の対米賠償交渉時の韓国政府の主張の柱は、歴史的に朝鮮の所属であり鬱陵島の「属島」であるということと、明治38(1905)年に日露戦争のため日本が「強奪」したこと、日本の連合国の指令であるSCAPIN-1033により「朝鮮の漁区」に置かれたことであった39。

日本漁船の操業限界線を設定したSCAPIN-1033、所謂マッカーサー・ラインは、日本漁船の竹島への接近・上陸を禁止したが、同線の外(韓国)側を韓国漁船が排他的に操業できる水域としたものではなく、また領土を規定するものではない。領土の移転は連合国総司令官の権限ではなく、同指令第5項には「この許可は、当該区域又はその他のいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない。」と明記されており、米軍政庁の1947年8月活動報告書40や1952年11月27日付米国極東軍発駐韓米国大使館宛書簡41においても(極東軍司令官・国連軍総司令官クラークの意見として伝達されている)、それぞれ領土を規定するものではないことが述べられている。

さらに韓国政府は 1951 年になり、竹島を日本の行政範囲から除外したSCAPIN-677 を領有根拠として主張する⁴²が、やはり同第 6 項には、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第 8 項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」とあり、また昭和 21 (1946)年 2 月 13 日、連合軍総司令部民生部の担当官が日本外務省の連絡官に対して「行政の分離に関する指令は、単なる連合軍側の行政的便宜のために設定されているに過ぎず、領土問題とは関連がなく、領土問題は後日締結される平和条約で決定されるべき問題であること」と回答している⁴³ことも、本指令が竹島の領有権とは何ら関係がないことを示している。SCAPIN-677 を伝える当時の韓国の主要紙東亜日報の記事でも、指令に明記されていた竹島について言及しておらず⁴⁴、明らかに当時の韓国人の関心外であった。その後 1951 年 7 月 6 日、SCAPIN-2160 により竹島は爆撃地に指定され、日本政府に通知された⁴⁵。

38 前掲注 31 鄭(2008)、18-21 頁

³⁹ 前掲注 37 、○-○頁

⁴¹ 米国国立公文書館(RG84)Records of Foreign Service Posts of the Department of States, Entry 2846, Korea, Seoul Embassy, Classified General Records, 1953-55, Box.12

⁴² 前掲注 37 、○-○頁

⁴³ 外務省公開文書「2. 行政の分離に関する司令部側との会談」『旧日本外地情況雑件』

^{44 『}東亜日報』1946年2月5日「縮小された日本の領域 胴体だけ残り支離滅裂」(韓国語)

^{45 1951} 年 3 月 22 日に米太平洋空軍司令部が韓国防空識別区域 (KADIZ)を竹島を含む形で設定し、6 月 20 日付で米国第 8 軍副司令官が韓国政府に対して竹島の爆撃地使用を要請している。韓国では米

他方日本政府は昭和20(1945)年11月21日には外務省内に「平和条約問題研究幹事会」を設置し、来る条約締結に向けて準備を始めた。領土問題については7冊の資料を作成し、米国に提出した。そのうち「Minor Islands Adjacent to Japan Proper, Prt IV. Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japan Sea」(1947年6月)において、日本海では竹島と鬱陵島の二島を挙げ、それぞれ地理・歴史・産業の順に解説し、「鬱陵島と異なりLiancourt Rocksには朝鮮式の名前がなく、朝鮮で作成された地図にも載っていない」ので、朝鮮は竹島の領有権を主張できないとし、冊子の最終ページには長久保赤水による古地図(『改正日本輿地路程全図』)を添付している。また、昭和21(1946)年に衆議院の選挙規定で「島根県隠岐支庁五箇村竹島」を地域に指定(勅令第九十七号)し46、同年通産省により銀、銅、硫化鉄等の鉱業権について日高房一外一名の試掘権が登録された47。

当時韓国政府は、戦後処理のうち帰属財産問題と対日賠償請求に特に力点を置いており、領土問題としては、竹島ではなく対馬の「返還」を度々要求していた。1948年1月23日、南朝鮮過渡立法委院委員60名が「対馬島返還要請願書」に署名して提出⁴⁸し、翌2月17日にも国会で、対日講和会議で対馬島返還を建議するように立議した⁴⁹。李承晩は、政府樹立直後の同年8月17日の記者会見で「対馬は韓国領」とする声明⁵⁰を出し、それを受けて9月10日に大統領特使が東京で会見を行い、対馬は韓国に帰属すべきだと発言した⁵¹。さらに1949年1月7日、李承晩は年頭の記者会見で「対馬を返還すべきだ」と、対馬の領有権を強く主張した⁵²。一方、1948年8月5日に憂国老人会(Patriotic Old Men's Association)という民間団体がマッカーサーに送った請願書の中で、対馬と共に独島と波浪島を返還するように求めている⁵³。

以上のように、韓国政府が終戦直後に竹島を自国領として認識していた形跡はなく、1947年夏に領有権に関わる事件が起こってから初めて「独島」の存在に気が付いたのである。また、連合国に対して早期に竹島領有の歴史的根拠を明示した日本に対し、対馬の返還を主張し続けてきた韓国は、自国の地図上にない竹島領有の歴史的根拠を明確に示せず、主に連合国軍総司令部(SCAP)の指令をもって自国領の根拠としていたのである。よって「解放と同時に独島は再び我が懐に戻った」という主張も成り立たない。

軍によるこれらの処置を米国が韓国領と認めた証左とする言論も認められるが、米軍に領土を決定する権限はなく、先に述べた米軍政庁の活動報告書にあるように、米軍は領土は平和条約で規定されるとの認識であった。

⁴⁶ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A04017805000、昭和二十年勅令第七百七号 (衆議院議員選挙法施行令中改正ノ件)中改正ノ件・御署名原本・昭和二十一年・勅令第九七号 (国立公文書館) ⁴⁷ 昭和 28 年 3 月 5 日 第 15 回国会 参議院外務・法務連合委員会会議録 第 1 号

⁴⁸ 『ソウル新聞』1948年1月25日「対馬島は本来は朝鮮領土 対日講和会〔ママ〕で返還要求?」 (韓国語)

^{49 『}東亜日報』1948年2月19日「対馬島帰属を立議で提案」(韓国語)

^{50 『}読売新聞』1948 年 8 月 19 日「対馬の割譲 李大統領要求」。『朝日新聞』)1948 年 8 月 19 日「対馬の返還 李大統領要求」は 18 日 AP 記者の質問に対し「対馬の返還を要求する」と答えた と伝えた。

^{51 『}京郷新聞 1948年9月12日「対馬島は三百年前領土 国防上韓国へ帰属が至当」(韓国語)

⁵² 『東亜日報』1949年1月8日「対日講和会議参加計画 対馬島返還も要求 李大統領年頭記者会見時言明」(韓国語)

⁵³ "Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan" (Records of the U.S Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1949: Department of State decimal file 894)

(3) 平和条約草案作成と韓国政府の動き

平和条約草案は数度の改訂を経た後⁵⁴、1951 年 3 月 23 日付米国草案が韓国政府に伝えられ、4 月 26 日付で韓国政府は書簡を送り訂正を要求した⁵⁵。その中で対馬を韓国領として明記するよう求めたが、竹島に言及がなく、駐日代表部対日講和調査委員会の活動記録にも、領土問題としての竹島は触れられていない⁵⁶。5 月 3 日付平和条約米英合同案の二条二項に対する各国の意見には竹島に関する言及はない(韓国側の対馬要求は反映されていない。)6 月 14 日付の改訂米英草案は韓国へは7 月 9 日に梁祐燦駐米韓国大使に提示された。その際対馬への要求を米国に即座に拒否されたため、7 月 19 日に取り下げに同意したが、書簡で竹島と波浪島の朝鮮帰属を要求した⁵⁷。この時期梁駐米韓国大使宛8月3日付の親書で、李承晩は対馬の要求が拒否されたことに激しい怒りを表している⁵⁸。にもかかわらず、8 ページにわたるその書簡では竹島について何も書かれていない。なお米英合同草案に対する各国の意見は8月7日付の"Treaty Changes"にまとめられ、第二条a項では韓国の竹島と波浪島に対する要求が記載された⁵⁹。しかし、a項に関する他国の意見は記録されていない。

7月19日の会談で韓国側から竹島と波浪島を、日本が放棄する領土として平和条約に明記するよう求められたダレスは、歴史的正当性があるならば問題がない旨返答するが、その後の国務省内の調査により、韓国側に何ら歴史的根拠がないことが判明する。つまり、8月3日付の書簡で駐日大使館のフィアリーはアリソン国務次官補に「国務省地理局の専門家ボグスが『ワシントン中の情報源をすべて当たってみたが、独島と波浪島を同定することが出来なかった』とした。そこで韓国大使館にも聞いたが、ドク島は鬱稜島または竹島の近くであろう、バラン島もそうかもしれないとのことであった。(訳注:駐韓米国大使の)ムチオに連絡を取らずに手に入る情報は、明らかにこれだけだ。」と伝えた⁶⁰。これ

⁵⁴ 塚本孝(1994)「平和条約と竹島(再論)」『レファレンス』518(3)月号、国立国会図書館、31-56 頁

^{55 『}大韓民国史資料集 30 李承晚関係書翰資料集 3』国史編纂委員会、1951、233~236 頁

⁵⁶ 南基正(2008)「サンフランシスコ平和条約と韓日関係 - 「寛大な平和」と冷戦の相関性 - 」『東 北亜歴史論叢』22 号

⁵⁷ 前掲注 54。韓国政府は竹島が鬱陵島の属島であるとの論理をもって領有権を主張するが、この意見書は、実際はそうした認識がなかったことを示している。なお、これに先立ち 1951 年 7 月 16 日付の国務省地理局ボグス発フィアリー宛の書簡で「もし(竹島を:訳注)韓国領とするならば、第二条 a 項の最後に"リアンクール岩"と付け足す必要があろう」としている。このことからも、平和条約において竹島は日本領とされたことは明らかである(米国国立公文書館(RG59)Department of State, Decimal File 1950-54, 694.001/7-1351)るとともに、1965 年に締結された日韓基本条約はその前文で平和条約を想起することをうたっている。

⁵⁸ 前掲注 55、330-331 頁

⁵⁹ 米国国立公文書館(RG59)Records of the Bureau of Public Affairs, Records Relating to the Japanese Peace Treaties, 1946-1952, Lot 78D173, Box.2。なお、当時ラスク書簡が連合国並びに日本政府に公開されなかったことと、ダレス国務長官が「竹島に関する米国の見かたは多くの条約署名国の中の一つの見方に過ぎない」と後年内部文書に記したことをもって、「ラスク書簡は無効」とする言説が近年インターネット上に散見されるが、ラスク書簡は米韓両政府において竹島の帰属問題を討議した結果日本領とした経緯を証明する条約解釈の補足手段で、平和条約草案作成過程における二国間の外交文書であるため、対外的に公開されるべき性格の文書ではなく、まして有効か無効かといった議論の対象ではあり得ない。また、条約はその草案を送付された米国以外の関係各国の意見も取りまとめたうえで作成・合意・署名されたことに留意すれば、こうした主張が成り立たないことは明らかである。さらに、1965年の日韓基本条約前文で平和条約の関係規定を想起することをうたっていることも重要である。

⁶⁰ NARA Confidential U.S. Lot58 D118 and D637 Records of the Office of Northeast Asian Affairs, Japan

を受け8月7日、国務長官アチソンからムチオへ「本省の地理学者も韓国大使館も独島と 波浪島が同定できず、至急情報が得られなければ、韓国側の領有権の要求を受け入れられない」と伝えられた⁶¹。翌日竹島の経緯度が回答されるが、同時に韓国政府による波浪島の要求放棄も伝えられる。こうした経緯を経てついに8月10日、国務次官補ラスクは、梁に「竹島が1905年以前に韓国により自国領土と主張されたことは無い」として、米国政府の竹島を日本領とする見解を公式に伝達した(ラスク書簡)。8月16日、梁がラスクと会談するが、記録には竹島に関する意見は無い。⁶²

このように、1951 年 7 月 19 日になるまで韓国政府による竹島の領有権主張が対外的かつ公的になされた形跡はない。関係各国も日本が放棄する領土から竹島を除外したことに異議を唱えることもなく、平和条約は締結された。しかし、この米国の公式見解を伝達したラスク書簡は、米国の日韓両国間の紛争に不介入という立場からか、1978 年まで公開されることはなく、結果的に韓国の不法占拠を阻止できずに、その後も火種を残すことになった。

なお、この間日本政府が竹島領有について主張したことを示す史料は「Minor Islands Adjacent to Japan Proper, Prt IV. Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japan Sea」以外に存在せず、連合国に「積極的に」働きかけたという記録は見つかっていない。一連の米国務省文書で明らかなように、韓国政府は対馬のみならず草案段階で対馬や竹島の領有権まで主張し、さらに地図にない「独島」領有の歴史的証拠を明示する機会を与えられるという「恵沢」を享受したにもかかわらず蹉躓したことが、平和条約で日本領とされた原因であろう。よって、「はじめに」で述べた②と③の主張についても正しいとは言えない。

平和条約作成過程において竹島の領有と共にマ・ラインの存続も拒否された韓国政府は、その後、条約締結の前日に「漁業保護水域」の設定を決定した。また、マ・ラインに韓国が波浪島と主張する黄海の好漁場にあるソコトラ・ロックを加えた形の商工部が作成していた「漁業管轄水域」に、主要漁場ではなかった竹島を含む日本海の広大な水域が加えられた⁶³。外務部政務局長の金東祚は、一部の反対にもかかわらず、李承晩ラインに竹島を含ませたのは「主権行使の先例を残しておく必要があると確信した上でのことであった」と、回想している⁶⁴。

以上のように、平和条約締結のわずか2か月前になって韓国は、対馬の代わりに竹島を日本の放棄すべき島の一つとして明記するように要求するものの、竹島の正確な位置と、明確な領有の歴史的根拠を回答できず、米国にその要求を拒否される。そして自国領土の拡大を狙った外務部は、平和条約締結直前に、漁業の保護を名分に竹島を実力で自国領に取り込むための準備をしていたのである。

Subject Files, 1947-1956, Reel39。なお、ムチオは駐釜山米国大使 Muccio のことである。

⁶¹ 前掲注 55、110 頁

⁶² 一連の経緯については前掲 54.に詳しい。

⁶³ 当時の韓国政府内の動きは、藤井賢二 (2002) 「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」『朝鮮学報』185、同(2011)「李承晩ライン宣言と韓国政府」『第2期 「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県、に詳しく分析されている。

⁶⁴ 金東祚(1986)『回想 30 年 韓日会談』中央日報社、ソウル、16 頁(韓国語)(林建彦訳(1993)『韓日の和解 -日韓交渉 14 年の記録』サイマル出版会、11 頁)

(4)平和条約締結後の動きと韓国の詭計

昭和 22(1947)年に始まった韓国による日本漁船の拿捕抑留は李承晩ライン以降さらに繰り返され、韓国政府は竹島についても強硬姿勢を保ち、歴史的根拠の脆弱さを補完するための根拠を事後的に構築し始める。

1951 年 9 月 8 日、サンフランシスコにて平和条約が締結された後の 9 月 21 日、韓国外部大臣下栄泰は、再度ムチオに対し竹島の領有を主張する 55 が、その"決定的"な根拠として SCAPIN-677 を挙げ、次いで竹島がマ・ラインの"韓国側に置かれた"こと、さらに1948 年に起こった竹島での米軍機による爆撃事件の犠牲者に米軍が謝罪したことを論拠とした。さらに「1905 年に日本によって秘密裏に編入される以前の数百年にわたり、韓国領であったことを示す記録が存在する」と主張したが、10 月 3 日付在釜山米国大使館の国務省宛の書簡によれば、応対した大使館員は「そうした証拠は今現在存在しないようだ。出てくれば本省に連絡すると伝えたが、それは疑わしい」と記した。さらに 1951 年 10 月 20 日から開催された日韓会談予備会談において、韓国側はマ・ラインに代わる公海上から日本漁船を排除する水域の設定を拒否された。10 月 22 日の衆議院特別委員会において、サンフランシスコ講和会議全権顧問を務めた外務政務次官の草葉隆圓は「日本領土であるということをはっきり確認された」との見解を示し、その言葉を受けた朝日新聞記者が竹島に上陸し、11 月 24 日付で記事を掲載した 56。この記事を受けて韓国政府は非難声明を出したが、SCAPIN-677 と 1948 年の爆撃事件の慰霊碑を慶尚道の知事が建立したことがその領有論拠であった 57。

そして韓国は 1952 年 1 月 18 日に李承晩ライン宣言を行った。これは東シナ海・黄海の 好漁場から日本漁船を排除するものだが、同時に枠内の広大な公海への国家主権をも主張 し、竹島とソコトラ・ロックをも韓国領とするものであり、「「国家の主権を保持しまた 行使する」という主権の主張と、資源保護のために「水産業と漁業を政府の管理下に置く」 という漁業管轄権の主張とが混在していた」 68。

これに対し日本側は 1952 年 1 月 28 日付で李承晩ラインの不法性と竹島領有に懸念を示す口上書を送付して抗議し、米国も 2 月 11 日付で書簡を送り、公海上の広大な区域に行政権を行使することに多大な懸念を表明した⁶⁹。韓国政府は 2 月 12 日付で日本政府に対し反駁を行ったが、竹島についてはSCAPIN-677 とマ・ラインを根拠に短く領有権を主張するのみであった。同年 4 月 25 日平和条約発効の 3 日前にマ・ラインは廃止され、同日日本政府が韓国政府の口上書に対し反駁を行うが、韓国政府はそれに対し、竹島領有の歴史的根拠を明示することはできなかった。島根県は同年 5 月 20 日外務大臣と農林大臣に「島根県隠

^{65 『}独島資料―美国編/巻 2』国史編纂委員会、2008、110頁(韓国語、英語)

⁶⁶ 『朝日新聞』1951 年 11 月 24 日「日本に還る無人の『竹島』 空白十年の島の全容を探る」。寺尾宗冬(1966)「火はつけたけど 一竹島取材補遺一」『大阪社会部戦後二十年史・中之島三丁目三番地』朝日新聞大阪本社社会部編、168-175 頁に詳しい。

⁶⁷ 1951年11月26日付「李公報處長の独島に関する談話」『光復30年 重要資料集 月刊中央1月号 別冊記録』中央日報社、ソウル、1975年1月、140頁(韓国語)

⁶⁸ 藤井賢二 (2011) 「韓国の海洋認識-李承晩ライン問題を中心に-」『韓国研究センター年報』、58頁。ソコトラ・ロックは東シナ海の済州島南西に位置する水面下の暗礁である。この暗礁を、李承晩ライン宣言当時、韓国政府は「波浪島」と呼んで自国領であると主張し、現在では「離於島」と名付けて海洋科学基地を建設している。この結果、この暗礁を「蘇岩礁」と名付けている中国との摩擦が生じている。

⁶⁹ 「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」(日韓会談韓国側文書)0119-0122 コマ

岐支庁管内竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい。」という陳情書を提出した 70 が、7月26日、日米行政協定に基づき日本が提供する在日米軍の海上演習及び訓練区域の1つとして竹島が再指定され、告示された 71 。

同年9月15日、竹島で米軍爆撃機が演習を行い、竹島で操業中の鬱陵島漁民が危うく難を逃れるという事件が起こった。当時調査のため鬱陵島に滞在中であった韓国山岳会主催の第二次欝陵島独島学術調査団が20日に政府に報告し、11月10日付で韓国政府は在釜山米国大使館に「韓国領土」に対する爆撃であったとして抗議を行った⁷²。この事件に関連した竹島領有権に関する米大使館・国務省のやり取りは第一期最終報告書に詳述されている⁷³が、結論を言えば、前年1951年8月10日に伝達されたラスク書簡の内容-竹島を日本領とする米国の立場-を在外公館の外交官達に伝達し、それは12月4日付で韓国政府にも再度通達されたのであった。第一期最終報告書当時原文が確認できなかった1952年12月4日付の韓国政府に対する米国大使館の返答書は、韓国政府の抗議文にある竹島を韓国領土とする文言に注目し、米国の立場は「1951年8月10日のラスク書簡の通り」であるとし、韓国政府に対して再度竹島が日本領土であるとする米国の公式見解を通達していた⁷⁴。

No. 187

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to refer to the latter's note of November 10, 1952 stating that a single engined airplane described as being under the command of the United States Forces in the Far East dropped bombs on Dokdo Island on September 15, 1952. The Embassy is advised that the limited amount of information provided in the Ministry's note as well as the very long time which has elapsed since the incident is said to have taken place make it virtually impossible for the United Nations Command to determine the facts in the case. Preparations have, however, been expedited to dispense with the use of Dokdo Island as a bombing range.

⁷⁰ 杉原隆「続竹島の漁業権の変遷について―隠岐島漁業協同組合連合会の動向を中心に―」島根県 Web 竹島研究所

⁷¹ 外務省ホームページ〈<u>http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_beigun.html</u>〉に詳しい。 (2012/2/16 アクセス)

⁷² 外務部政務局(1955)『獨島問題概論』、ANNEX 5 (韓国語、英語)

⁷³ 塚本孝(2007)「竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書(追補)」竹島問題研究会『竹島問題に関する調査.研究 最終報告書』、79-89 頁

⁷⁴ 前掲注 65、255 頁

The Embassy has taken note of the statement contained in the Ministry's Note that "Dokdo Island (Liancourt Rocks)... is a part of the territory of the Republic of Korea". The United States Government's understanding of the territorial status of this island was stated in Assistant Secretary of State Dean Rusk's note to the Korean Ambassador in Washington dated August 10, 1951.

American Embassy,

Pusan, December 4, 1952

No. 187

アメリカ合衆国大使館は大韓民国外務部に敬意を表するとともに、 極東米軍の指揮下にあるとされる単発機が1952年9月15日に独島に爆弾を 投下したとする1952年11月10日の通牒に言及する光栄を有します。

外務部の通牒から得られる情報が限られていることに加え、事件の 発生から非常に長い時間が経過していることから、連合軍司令部が本件に おける事実確認をするのは事実上不可能であるとの報告を大使館は受け ました。

しかしながら、独島の爆撃訓練区域の指定解除に向けた準備は迅速 に手配されています。

大使館は、外務部の通牒にある「独島(リアンクール岩)は…大韓 民国の領土の一部である」との言明に注目します。合衆国政府のこの島の 地位に対する理解は、ワシントンの韓国大使に当てたディーン・ラスク国 務次官補の1951年8月10日付け通牒において述べられています。

アメリカ大使館

1952年12月4日、釜山

Re: Emboling 204 No. 187 The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs and has the honor to refer to the latter's note of November 10, 1952 stating that a single engined sirplane described as being under the command of the United States Forces in the Far East dropped bombs on Deledo Island on September 15, 1952. The Embassy is advised that the limited amount of information provided in the Ministry's note as well as the very long time which has alapsed since the incident is said to have taken place make it virtually impossible for the United Nations Command to determine the facts in the case. Preparations have, however, been expedited to dispense with the use of Dokdo Island as a bombing renge. The lineassy has taken note of the statement contained in the Ministry's Note that "Dokdo Island (Liancourt Rocks) ... is a part of the territory of the Republic of Korea". The United States Covernment's understanding of the territorial status of this island was stated in Assistant Secretary of State Dean Rusk's note to the Korean Ambassador in Washington dated August 10, 1951. American Embassy, Pusan, December 4, 1952. RHBushmar/ic

図1. 「1952年12月4日付韓国政府宛米国大使館第187号口上書」

本口述書は1955年、韓国外務部政務局によって出版された『獨島問題概論』に付録と

して収録⁷⁵され「米軍が韓国の要請により竹島の爆撃地指定解除を決めたので韓国領と認めた」という主張の論拠に利用された。外務部政務局長金東祚は「本概論は公表を目的とするものではなく、各在外公館長が本問題を正しく理解し、日本人の不当な宣伝に対備するのに参考になるものと考えて発刊したものであり、多く利用されることを望みます。」と序で述べたが、驚くべきことに、実際はラスク書簡を再確認していた箇所を省略して掲載しており、竹島を日本領土とする米国の通達内容は、自国民のみならず自国の外交官にさえ隠蔽されていた。⁷⁶

APPEX 6

No. 187

presents its compliments to the Ministry of Foreign

Affairs and has the honor to refer to the latter's note
of November 10, 1952 stating that a single engined

simplane described as being under the Command of the
United States Forces in the Far Tast dropped bombs
on Dokto Island on September 15, 1952. The Embassy is
advised that the limited amount of information provided
in the Ministry's note as well as the very long time
which has elapsed since the incident is said to have
taken place make it virtually impossible for the United
Nations Command to determine the facts in the case.

Properations have, however, been expedited to dispense with the use of Dokto Island as a bombing range, atc.

American Tebassy, Pusan, December 4, 1952

⁷⁵ 前掲注 72、ANNEX 6

⁷⁶ この改竄について初めて指摘したのは Gerry Bevers 氏のブログである。

 $[\]langle \text{http://dokdo-or-takeshima.blogspot.com/2011/08/1955-introduction-to-dokdo-issue-rok.html} \rangle$ (2012/2/16 \mathcal{P} / \mathcal{P} / \mathcal{P})

図 2. 外務部政務局『獨島問題概論』(1955)に収録された「1952 年 12 月 4 日付韓 国政府宛米国大使館第 187 号文書」。ラスク書簡を再確認する最終段落が 「etc.」として省略されている

一方、韓国政府の抗議を受けて爆撃の事実を問い合わせした駐韓米国大使館臨時代理大使のA. ライトナーは、M. W. クラーク国連軍総司令官の代理人から、爆撃の事実は確認できなかったものの、爆撃地の指定を外す場合は韓国を含む関係各所に通知されることと、領有権については総司令官の権限外であるとの返答を得ている⁷⁷。同書簡ではまた、漁業に関するSCAPIN(-1033)が「当該地における国家行政権や国境、漁業権領域の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」と明記されていることを指摘している。ライトナーは12月4日付の韓国政府への通告を同封して返答し⁷⁸、ラスク書簡の内容を想起するよう求めた部分に注目するよう、促した。

極東軍総司令官(CINCFE)は 1952 年 12 月 13 日をもって爆撃地指定を解除することを決定したが、駐日米国大使館、駐韓大使館と在韓米国第 8 軍補給部総監Thomas. Herrenは、竹島の爆撃地指定解除を韓国に通達すべきかの検討を行っている⁷⁹。翌 1953 年 1 月 20 日付でHerrenは韓国外部大臣へ通知した⁸⁰が、12 月 4 日付の口上書で明らかなように、米国が日本領と認識していることを通知したにもかかわらず、この通知は結果的に領有の根拠として韓国政府の大使館員用に纏められた出版物に資料として添付され⁸¹、さらに口上書のラスク書簡を再確認する部分を省略し、あたかも米国が韓国の竹島領有を認めて韓国政府の抗議と要請により竹島の爆撃地指定を解除したかのように偽装した上で、米国が韓国の竹島領有を認めた証拠として掲載されたのであった。

その後、1953 年 2 月 4 日に第一大邦丸が済州島付近の公海上で韓国海軍に銃撃され、漁 労長が死亡する事件⁸²が起こった。日本政府は 2 月 13 日に韓国公使館へ口上書を送って抗 議し、18 日に損害補償と再発防止を要求した⁸³。事件が日本の国会で取り上げられたこと を受けて 23 日、韓国大統領秘書室が「平和のため主権線を確定した」とする書簡を日本政 府へ送付した⁸⁴のに続き、韓国公報処は 24 日付で「事件の真相」を発表⁸⁵、さらに同月 26 日、本件に関する内務長官の談話が発表された⁸⁶。このように日韓関係が緊張する中で翌 27 日、極東空軍ウェイランド司令官が竹島を韓国領と認める内容の書簡を送ったとの声明 を韓国国防部が出した、という新聞報道⁸⁷があり、日本国内で大きな問題になった⁸⁸。3 月

⁷⁸ 前掲注 65、252 頁

82 昭和28年2月23日 第15回国会 水産・法務・外務委員会連合審査会会議録 第1号。

⁷⁷ 前掲注 65、251 頁

⁷⁹ 前掲注 65、262-264 頁

⁸⁰ 前掲注 72、ANNEX 7

⁸¹ 前掲注 72

⁸³ 昭和 28 年 2 月 25 日 第 15 回国会 外務委員会会議録 第 20 号

^{84 『}東亜日報』1953年2月26日「平和為で主権線画定 日漁夫事件大統領秘書室で日代表に書翰」

^{85 『}東亜日報』1953年2月25日「大邦丸事件真相 公報処発表」

⁸⁶ 『東亜日報』1953 年 2 月 27 日「海上警備強化不可避 陳内務長官 日漁夫事件をめぐる韓日紛 争で談話」

⁸⁷ 『毎日新聞』昭和 28 年 2 月 28 日「竹島領有を確認 韓国国防部で声明」、『東亜日報』1953 年 2 月 28 日「独島漁民の恐怖一掃 空爆演習中止を アメリカ軍で保障」等。

⁸⁸ 昭和 28 年 02 月 28 日 第 15 回国会 衆議院外務委員会会議録第 21 号

3 日、駐韓米国大使館員ブリッグスは、「以後独島に関する如何なる交信も、大使館を通じて実施されるであろう。これにより、この島が韓国の管轄に属していないとするアメリカの立場に関する、如何なる歪曲も不可能となる。」「国防大臣の声明の原文は未入手であるが、韓国政府(少なくともその内部の特定分子)がウェイランドの通告を都合よく歪曲したのは明らか。」と本省に報告した⁸⁹。3月5日(ないしは4日)、日本外務省はウェイランド発言の真偽について米国大使館に質し⁹⁰、国会でも審議された⁹¹。3月12日、国務長官ダレスは在日、在韓両米国大使館宛に、「国務省と国防総省が徹底的に探索したが、この(訳注:ウェイランド)書簡を発見することはできなかった」「国務省は11月26日付の釜山宛文書番号365号、同東京宛1360号で概略が示された立場を引き続き維持する。以後本件の内容を肯定又は否定する如何なる公式も、公開される前の閲覧を要する。」⁹²との通達を行った。この釜山宛365号文書では「(ラスク書簡の再伝達は)米国の従来の立場を繰り返すのみであるため、米国を紛争から遠ざけ、さらに既に十分困難な状況に陥っている日韓の交渉に、韓国が無益な問題を挟み込むことを思いとどまらせるかもしれない。」と述べている⁹³。韓国政府は結局「ウェイランド書簡」を領有権の証拠として提示することは一度もなく⁹⁴、よって韓国国防部の歪曲であったと推測される。

昭和 28 (1953) 年 3 月 19 日、日米合同委員会海上分科委員会で竹島の爆撃訓練地域は削除することが合意され、日米合同委員会で承認されて正式に竹島は演習区域から解除された%。結果として、米軍並びに米国が竹島の韓国領を承認した、との韓国政府の主張は事実に基づかないものであり、米国政府は日本領として取り扱っていたことが分かる。そして 1953 年 4 月と推測される%駐日米国大使館員フィンからレオンハートへの書簡%では、米国は平和条約で竹島は日本の領土として残されたと解釈していることを、適当な時期に声明で明らかにすべきだと伝えている。

以上、平和条約で竹島の領有を否定された韓国政府は、日韓会談の開催と平和条約発効の直前に李承晩ラインで竹島を強引に自国領に取り込んだ。そしてその不法性を糊塗する

89 前掲注 65、272-273 頁

 95 内藤正中は「1 年もしないうちにこの指定が解除されたのは日米合同委員会で指定したことを知った韓国政府の抗議、つまり、1953 年 2 月 27 日付けで指定の撤回を求める内容の公翰を韓国政府が送ったことに基づく措置であった。」(内藤(2008)『竹島=独島問題入門--日本外務省「竹島」批判』新幹社、53 頁)「このため韓国政府は 11 月 10 日付で米国の駐韓国大使に再発防止を要請する文書を送り、12 月 24 日付には米極東軍司令官から、今後独島周辺では爆撃演習をしないとする通報を受け、1953 年 3 月 19 日の韓米合同委員会で演習地域の解除を決定した。以上の経過からすれば、これら一連の措置は、在韓米軍が独島を韓国領として認めたうえでの対処ということになる。」(同、54 頁)としたが、「韓米委員会」が同年同日開催された記録は確認できない。(これについては島根県Web竹島問題研究所〉竹島問題への意見 2009 年 12 月、2010 年 1 月のご意見 http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima08/2007/record200912.html 質問回答 3 を参照のこと。)また、「(1953 年 2 月 27 日付の)韓国政府の公翰」、「1952 年 12 月 24 日付の)通報」についても存在を確認できなかった。

⁹⁰ 前掲注 65、279 頁

 $^{^{91}}$ 昭和 28 年 03 月 05 日 第 15 回国会 参議院 外務・法務委員会連合審査会会議録 第 1 号

⁹² 前掲注 65、285 頁。

⁹³ 前掲注 65、250 頁。内容から 187 号文書の原型となったことが推察される。

⁹⁴ 前掲注72

⁹⁶ 前掲注 31 鄭(2008)

⁹⁷ 米国国立公文書館 (RG 84) Memorandum by R. B. Finn to Leonhart, Japan, Tokyo Embassy, Classified General Records 1952-63, Box 23, folder 322.1

ために、米国公文書の内容の一部を隠蔽して舞文曲筆し、さらに、米軍司令官の言説さえ も歪曲し、米国が韓国の領有権を認めたとする主張の根拠とした。

1953 年 9 月、韓国政府は初めて竹島が韓国領土であるという歴史的根拠を述べた口上書を日本政府に送付した。しかしその内容は現竹島を朝鮮の古地図に現れる于山島に比定するなど、現在ではすでに実証的にその正当性が否定されたものであり、さらなる歴史的根拠の「創作」を繰り返していたのであった。

おわりに

「独島は、日本帝国主義による韓半島侵略過程で侵奪されたが、取り戻した歴史の地である。」韓国政府はこう主張する⁹⁸。これは前述の「57 年前の卞栄泰元外相の公式書簡」を引用したものであり、「公式書簡」とは 1954 年 10 月 28 日付の韓国政府口上書であると考えられる⁹⁹。しかしこの民族主義を鼓舞するような煽情的な発言は、これまで検討したように事実に即していない。にもかかわらず、このように 60 年余りの長きにわたって繰り返され、反日的国民感情を扇動し、世論を喚起して政治的に、または日本に対する外交的圧力として利用してきた。

韓国は戦後、日本固有の領土である対馬の「返還」を米国に要求し日本政府に衝撃を与えた¹⁰⁰。平和条約締結直前に再度公式に要求したものの米国に拒否されたが、すぐさま竹島の領有権を主張し、地理や歴史史料的根拠を欠いたまま「当然自国領」という盲信で、平和条約に鬱陵島と並んで日本が放棄する島として明記することを要求した。しかし同島に関する史料と知識が不十分だったため米国の支持を得られず、かえって平和条約で日本領土と決定する結果を招き、法的根拠の無いまま実力で竹島を不法占拠して日本との間に禍根を残した。また、本稿で明らかにしたように、韓国政府は資料を有りのままに提示せず知悉曲筆して公的出版物に掲載し、米軍高官の発言を歪曲・拡大解釈するなどして竹島領有の証拠を新たに作り出そうとした。そのため、60年近くの長きにわたり、韓国の研究者は誤った情報を基に研究・論文の執筆を強いられ¹⁰¹、韓国国民は真実を知る権利を奪われた。

しかし、現在では「韓国の抗議により米国が爆撃演習地使用を停止し韓国の竹島領有を 認めた」といった主張は減少した。さらに近年、韓国の研究者の中にも古地図中の于山島

-

⁹⁸ 韓国外務部『日本外務省の独島領有権主張に対する反駁文』(2008)

⁹⁹ 玄大松は「これは 1954 年 9 月に、日本が独島領有権を主張したことに対して、卞栄泰・外務部長官が行った反駁であるとともに、「独島死守に関する悲壮な決意」を示した談話内容である。」(玄 (2006) 『領土ナショナリズムの誕生』、278 頁)と、卞の「談話」があったとしている。
100 『朝日新聞』1948 年 8 月 28 日「対馬返還は原則に反す」。近年当時の外務省担当官が対応策を検討していたことを示す史料の発見や考古学者の証言が報道された。(『NHK ニュース』2008 年 7

月3日「対馬は韓国領に対応 資料発見」、『産経新聞』2011年5月5日「【国をたどりて〜国境と領土の考古学】第2部(2) 筑紫矛「日本」を裏付け」)

101 金明基(2009)「竹島問題 10 ポイントの中の「対日平和条約」関連条項第3項批判」『独島研究 ジャーナル』2009年度が早 (第7号) (韓国語) 62.70 頁 この中で会け、「実国教名祭魚書」

¹⁰¹ 金明基(2009)「竹島問題 10 ポイントの中の「対日平和条約」関連条項第 3 項批判」『独島研究ジャーナル』2009 年度/秋号(第 7 号)(韓国語)、62-70 頁。この中で金は「「米国務省答弁書」以後、アメリカの公式的な意思は独島を韓国の領土と見ることだった。その公式的意思は以下のとおりである。」とし、ラスク書簡部分を省略した『独島問題概論』の付録 6 を引用した。

を竹嶼(韓国名竹島)と認めたり¹⁰²、米国公文書や軍政期の韓国側史料の分析を通して、当時韓国側の竹島認識が希薄であったことを認める者が出てきている。また、韓国外務部は2011年9月には国際司法裁判所に竹島問題を付託したことを想定した小説を執筆した裁判官を外交通商省に招き¹⁰³、訴訟の研究や英語版資料の準備などにとりかかる予算を求める¹⁰⁴など、新たな動きもみられる。さらに、『鬱島郡節目』の発見に続き、粛宗年間の「鬱陵島争界」(竹島一件)の対策に関して出題された科挙の試験問題と、それに対する答案紙を発掘したと、本稿の執筆中に新資料発掘の発表があった¹⁰⁵。どちらも公開された漢文を読む限り、竹島に関する情報はなく、李朝朝鮮、大韓帝国の境界かつ日本との領有権争いの対象は鬱陵島のみで、むしろ朝鮮の中央政府・地方官吏並びに当時の知識人の認識が竹島に及んでいなかったことを証明すると思われる。こうした韓国側のさらなる資料収集・実証的研究の成果を期待したい。

日本の竹島関連予算は、外務省と島根県を合わせても 5000 万円を下回っている。翻って韓国では毎年日本円にして総額 50 億円以上の膨大な関連予算を費やしている。また、宿泊施設を改装し、海洋科学基地・海中の様子を観察できる観光施設や 5000 トン級の船舶が接岸できるふ頭などの建設を計画中との報道もあり、さらに巨額の予算がつぎ込まれようとしている。日本政府は常に抗議しており、こうした行為によって竹島が韓国領になってしまうことはないが、既成事実化が進むことが懸念される。日本も十分な対応が必要である。一方韓国の行っていることは前述のとおり歴史的史料による裏付けのない不法占拠である。韓国内で歴史的史料に基づいた議論をする研究者や政府関係者が増加し、政府の詭計を看破して、こうした税金の浪費を憂慮する人々が少なからず出てくることを期待したい。

2005 年の島根県による竹島の日条例制定当時、日韓関係への影響を憂慮する声が多く、実際一時的に韓国民の対日感情が悪化した。しかしその後、県の竹島問題研究会による実証的研究が進むにつれ当時見られた声高で激情的な反応は激減し、むしろ韓国でも実証的研究が散見されるまでになり、さらには日本政界 106・学界 107 に対する働きかけへとシフトしているようである。日本国民も竹島という固有の領土を占拠されて国家主権が侵され続けている現実を自覚し、政府に在っては実証的研究と広報に予算を投入し、平和的解決に向けてより一層努力していく必要がある。

_

¹⁰² 呉尚學 (2006) 「朝鮮時代の地図に表われた鬱陵島・独島認識の変化」『文化歴史地理』第 18 冊第 1 号、92 頁、金和経(2010)「韓国の古地図に登場した独島認識に関する研究」『独島領有権確立のための研究』嶺南大学校独島研究所編、25 頁(韓国語)等

¹⁰³ 『時事通信』(電子版)2011年9月6日「「独島法律諮問官」に判事任命=玄葉外相の発言、 遺憾-韓国」〈http://www.jiji.com/jc/zc?k=201109/2011090600633〉(2012/2/15アクセス)

¹⁰⁴ 『中央日報日本語電子版』2011 年 10 月 17 日「韓国政府、来年の独島関連外交予算に 5 億ウォンを投入」〈http://japanese.joins.com/article/671/144671.html〉(2012/2/15 アクセス)

¹⁰⁵ 大邱地方弁護士会 HP「独島委員会独島に関する民間史料発見」(韓国語)

[〈]http://www.daegubar.or.kr/index.php?status=menu5&code=01&no=420〉(2012/2/16 アクセス) ¹⁰⁶ 「日本の民主党政権は脆弱なので、独島を政治的悪用の可能性_東北アジア歴史財団インタビュ

^{100 「}日本の民主党政権は脆弱なので、独島を政治的悪用の可能性_東北アジア歴史財団インタビュー」『週刊朝鮮』2136号、2010、22-23頁(韓国語)

¹⁰⁷ 京都産業大学世界問題研究所・韓国東北亜歴史財団・合同学術セミナー「鏡の中の自己認識 ― 日本と韓国の歴史・文化・未来―」 (2010 年 10 月 9 日~10 日)